

米海兵隊少佐による女性暴行未遂事件に関する意見書

去る11月2日未明、米海兵隊キャンプ・コートニー所属の少佐による、女性暴行未遂事件が発生した事は、人間として誠に許しがたい卑劣な行為である。

容疑者の海兵隊少佐は、11月2日午前1時半頃住民地域の人気のない路上に駐車した女性の乗用車内で暴行を加え、乱暴をしようとした際、女性に激しく抵抗された為に未遂に終わったが通報される事を恐れ、女性が持っていた携帯電話を投げ捨て逃走したことは、未遂事件とは言え凶悪犯罪以外のなにものでもない、その行為は非人道的で言語道断である。

しかもこの事件の容疑者は、将校であり軍の指導者的立場にある海兵隊少佐が犯した犯罪で断じて許す事が出来ない、米軍当局に対する県民の怒りはもはや頂点に達している。

沖縄県には、全国の米軍基地の75%が集中し、基地があるが故に戦後57年たった今なお米軍人、軍属による凶悪事件が跡を絶たないのは誠に残念である。

我々北谷町議会は、米軍人・軍属による事件、事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、再発防止、綱紀粛正を強く訴え、厳重に抗議してきたにもかかわらず、またしてもこのような非人道的な事件が発生した、その背景にあるのは、何時までも続く占領意識、人種差別、女性蔑視などの人権感覚の欠如が露呈したものである。

もはや日米地位協定の運用改善では不公平は解消されず、迅速な真相の究明及び事件・事故の再発防止は困難であり、早急に抜本的な改正を求めるものである。

よって、本町議会は、県民の生命と人権を守る立場からこの事件に対し、関係機関に厳重に抗議するとともに、下記の事項について強く要請する。

記

- 1 容疑者の起訴前身柄引渡しを直ちに実行すること。
- 2 日米地位協定の抜本的改正を早急に行うこと。
- 3 米海兵隊基地の整理縮小を強く求める。
- 4 米軍人、軍属による事件・事故の再発防止と人権教育の徹底を指導者も含めて実施すること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年12月10日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、
防衛施設庁長官、外務省沖縄担当大使、那覇防衛施設局長、衆議院議長、
参議院議長、沖縄県知事